

(別表)

認定米基準

区分	基準項目	基準
生産地	栽培地	○長野県内であること
	地区設定	○同一水利系で類似した土壌とし、統一された栽培方法であること (土壌：灰色低地土、褐色低地土、黒ボク土等)
	生産面積	○基準を満たすほ場面積の計が50a以上であること
生産	品種	○コシヒカリ、あきたこまち、キヌヒカリ、ひとめぼれ、秋晴、きらりん
	農薬制限	○農薬の使用を制限した栽培であること —具体的な方法— 使用する化学合成農薬の回数(成分数)が慣行施用の50%以内であること
	化学肥料制限	○化学肥料を制限した栽培であること —具体的な方法— 化学肥料による本田への窒素施用量が慣行施用量の50%以内であること
	履歴	○生産から精米袋詰までの履歴が整理されており、必要に応じて開示できること ○履歴の裏付けとなる使用した農薬・肥料等の伝票類を、認定日から1年間保管しておくこと
		1 肥料取締法第4条第1号第3項に規定されている普通肥料の取扱いについては、県の「信州の環境にやさしい農産物認証制度」の認証基準に準ずるものとする。 2 「農薬制限」「化学肥料制限」については、県の「信州の環境にやさしい農産物認証制度」の「認証区分50」として認証された米は、自動的に基準を満たすものとする。

区分	基準項目	基準
保管・精米	農産物検査	○玄米での農産物検査が1等であること
	保管方法	○籾または玄米の状態での保管すること ○なお、玄米の場合は、米の温度を15℃未満で保管すること
	精米	○水分14%以上16%未満、粉状質粒及び被害粒の計が10%未満、着色粒が0.1%未満であり、かつ碎粒の混入率は2%未満であること ○米委員会が別に定める外観等の総合的品位の審査に合格すること ○なお、玄米調質装置の使用は認めない
出荷	販売者	○申請者、又は米委員会が別に認定する販売事業者がJAS法に基づく販売者となること
	形態	○袋詰出荷とし消費者段階で開封するものとする （委託精米・袋詰は認めるものとする） ○JAS法に基づく表示事項（以下「表示事項」という。）のうち、「原料玄米」の産地は、市町村以下（地区名等）まで表示すること ○申請者がJAS法に基づく販売者と異なる場合、表示事項とは別に、生産者欄を設け、表示事項中の「販売業者等」に準じて表示すること
	期限	○認定品としての出荷は、認定日から翌年の9月末までとすること
	官能審査	○別に設置する「米官能審査委員会」が規定する食味等の審査に合格すること

（表中、用語の定義）

- 1 「同一水系」とは、水系ではなく、同一の用水系統を指すものとする。
- 2 「長野県水稻奨励品種」とは、当県で普及すべき水稻の優良品種を県が年度ごとに定めたもの。
- 3 「化学合成農薬の慣行施用」及び「化学肥料による本田への慣行窒素施肥量」は、別に長野県が公表する数値とする。